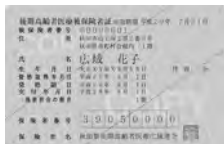


8月から使う新しい被保険者証を7月下旬に送ります



後期高齢者医療制度に加入しているかたへ、8月1日(月)から有効となる被保険者証を7月19日(火)ころに簡易書留でお送りします(色は紫色)。自己負担割合額は平成27年中の所得で改めて判定しているため、今までと違う場合があります。新しい被保険者証をご確認ください。

■限度額適用・標準負担額減額認定証の更新手続きはお早めに

医療機関の窓口で提示すると自己負担限度額までの支払いになる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(日)です。

継続となるかたへ、認定証を被保険者証と一緒に送ります。新たな対象者には、7月上旬に申請書をお送りします。同封した封筒で返信してください。

■自己負担限度額(1か月)

| 区 分 | | 外来(個人ごと) | 外来+入院(世帯ごと) |
|----------|---------------------------------------|----------|--|
| 市民税課税世帯 | 現役並みの所得があるかた 被保険者証の一部負担金の欄が「3割」のかた | 44,400円 | 80,100円+(医療費-267,000円)×0.01 12か月で4回以上支給の場合は4回目以降44,400円 |
| | 一般 被保険者証の一部負担金の欄が「1割」のかた | 12,000円 | 44,400円 |
| 市民税非課税世帯 | 区分Ⅱ 認定証の適用区分が「区分Ⅱ」 | 8,000円 | 24,600円 |
| | 区分Ⅰ 認定証の適用区分が「区分Ⅰ」 | 8,000円 | 15,000円 |

■入院時の食事代(1食につき)

| | | |
|--------------|----------------------|------|
| 現役並みの所得があるかた | 360円 | |
| 一般 | (※1) | |
| 区分Ⅱ | 90日までの入院 | 210円 |
| | 過去12か月で90日を超える入院(※2) | 160円 |
| 区分Ⅰ | 100円 | |

※1 = 指定難病患者、平成28年3月31日時点で1年以上継続して精神病床に入院し、4月1日も引き続き医療機関に入院しているかたは260円です。

※2 = 90日を超えた場合、再度申請が必要です。

■後期高齢者医療制度に任意加入できます

65歳以上75歳未満のかたで、身体障害者手帳1～3級および4級の一部、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A、障害年金証書1・2級をお持ちのかたは後期高齢者医療制度に加入することができます。詳しくは、お問い合わせください。

平成28年度保険料額決定通知書と納入通知書を7月12日(火)にお送りします

後期高齢者医療制度に加入している75歳以上、または一定の障がいがある65歳以上のかたに、「保険料額決定通知書・納入通知書」を7月12日(火)にお送りします。

金額は、平成27年中の所得などをもとに算定しており、年額保険料は所得割額と均等割額の合算で、上限額が57万円(100円未満切り捨て)です。

* 所得割額 = 加入者の所得に応じた分。

計算式 → (所得 - 33万円) × 8.07%

* 均等割額 = 一律39,710円



■平成28年度の保険料の軽減

所得の低いかたなどは、被保険者の総所得額などに応じて保険料を軽減しています。

①所得割額の軽減

被保険者の総所得額(平成27年の所得 - 基礎控除額33万円)などが58万円以下の場合 ▶ 5割軽減

②均等割額の軽減

| 世帯(被保険者および世帯主)の総所得額など | 軽減割合 | 軽減後の均等割額 |
|--|------|----------|
| 33万円以下で、被保険者それぞれの年金収入が80万円以下(年金以外の収入がある場合はその所得が0円) | 9割 | 3,971円 |
| 33万円以下 | 8.5割 | 5,956円 |
| 33万円 + (26.5万円 × 被保険者数) 以下 | 5割 | 19,855円 |
| 33万円 + (48万円 × 被保険者数) 以下 | 2割 | 31,768円 |

③後期高齢者医療制度に加入する前日まで、健康保険の被扶養者であったかた(国保・国保組合の加入者は除く)の軽減 ▶ 所得割額0円、均等割額3,971円

■保険料の納付方法を変更できます

保険料の納付方法を「年金からの引き落とし」から「口座振替」に変更できます。変更を希望するかたは、次の窓口で手続きしてください。7月20日(水)までに手続きをすると、10月以降の年金から引き落としが止まります。

申請方法 ▶ 被保険者本人の印鑑、振替口座の預金通帳・お届け印、保険料額決定通知書(納入通知書)を持って、後期高齢医療課(市役所1階)、各市民SC(中央・東部を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所で手続きしてください



クルーズ船 船内見学会

参加無料

秋田港に入港するクルーズ船の船内見学会を開催します。小学生以上の秋田市民で、1時間程度の歩行(階段を含む)が可能ながたが対象です。ぜひご参加ください。

日程と船名

8/3(水)10:00~11:00

…「ぱしふいっくびいなす」

8/4(木)10:30~11:15…「につぼん丸」

いずれも30分前までに集合(時間厳守)

定員(抽選)

ぱしふいっくびいなす=80人

につぼん丸=50人

*結果は当選者のみ、7月22日(金)までに代表者へ、当日の入場整理券を発送します。

申し込み(1通で4人まで)

はがき、FAX、Eメールのいずれかで、希望する船名と全員の住所・氏名・性別・年齢・電話番号を7月11日(月)までにお知らせください。
〒010-8560 秋田市役所観光振興課「クルーズ船見学」係 FAX(888)5603
Eメール ro-incm@city.akita.akita.jp
問い合わせ▶観光振興課☎(888)5605



運動不足のかた必見!

歩くべ! あきた! 参加チーム募集

仲間同士でチームを組んで、一緒に歩いて健康づくり! 「職場の仲間」と「65歳以上」の各チームの参加者を募集します(いずれも初参加を優先します)。

職場の仲間チームは、9月から来年2月までの毎日の歩数の平均値を競い、3月には成績上位チームを表彰、副賞を贈呈します。65歳以上チームは9月から11月までに、体を動かす機会を増やすことをめざし、特に順位は競いません。3か月間継続したチームには、1月に修了証を贈呈します。

詳しくは、保健予防課へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。☎(883)1178
<http://www.city.akita.akita.jp/city/hl/pr/>

ナガサキ・土崎 被爆証言講話会



平和祈念像(長崎市)

7/23(土)・24(日)、10:00~12:00
にぎわい交流館4階研修室1・2

講話者▶長崎被爆者・末永 浩さん((公財)長崎平和推進協会継承部会長)、
土崎空襲体験者・伊藤津紀子さん(土崎港被爆市民会議)



末永 浩さん

長崎原爆・土崎空襲の悲劇を二度と繰り返さないため、体験者の講話を通して記憶を次世代に語り継ぎます。長崎原爆被災写真展・土崎空襲資料展示も同時開催。入場無料。直接会場へどうぞ。企画調整課☎(888)5464



松山町の高台から
浦上天守堂方面を望む
〔長崎原爆資料館提供
林重男氏撮影〕

参加のおもな条件

職場の仲間チーム(1チーム3~5人構成で50チーム)…
①市内に在住または在勤し、可能な限り同じ職場に勤務している ②Eメールとエクセルファイルが使用できるパソコンがある ③8月26日(金)18:30~のスタートイベントにチームから1人以上参加できる ④各自歩数計を準備できる など
65歳以上チーム(1チーム2~5人構成で20チーム)…
①市内在住 ②65歳以上 ③所定のカウント表を郵送かFAXで提出できる ④8月24日(水)10:00~のスタートイベントにチームから1人以上参加できる

こんな特典が!

Eメールなどで健康情報を配信/全員にオリジナルタオルを進呈/65歳以上チームで、3か月継続したかたには歩数計を進呈 など

申し込み

保健予防課ホームページまたは各地区コミュニティセンターにある申込用紙で、7月1日(金)から29日(金)までにお申し込みください。参加決定通知は、8月中旬までに郵送します